

岩手県西和賀町 公共施設等総合管理計画



西和賀町
Nishiwaga Town

平成 28 年 12 月策定

令和 8 年 3 月改訂

西和賀町 公共施設等総合管理計画

目次

西和賀町の概要

I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的----- 1
2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間----- 4

II 公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状予測～西和賀町人口ビジョンより----- 6
2. 本町の財政状況----- 7
3. 公共施設（建築物）の現状----- 9
4. インフラ系施設の状況----- 12

III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 西和賀町の公共施設等の課題----- 15
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方----- 16

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性----- 20
2. インフラ系施設の管理に関する基本方針----- 37
3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果----- 41

V 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制と推進スケジュール----- 45
2. 充当可能な財源の見込み----- 46
3. フォローアップ及び PDCA サイクルの確立----- 46
4. 情報等の共有と公会計の活用----- 47
5. 住民等との協働----- 47

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

本計画に基づき現況は令和7年度末の状況としています。

西和賀町の概要

本町は、岩手県の南西部に位置し、北は雫石町、南は奥州市、東は花巻市と北上市、西は奥羽山脈の分水嶺を境として秋田県に接し、四方を連山に囲まれた盆地です。総面積は 590.74k m²で、南北 50km、東西 20km の広がりがあり、総面積のうち約 89%が山林原野で、農耕地はわずか 4%となっています。

地勢はおおむね急峻、標高 250mから 440mの高原性盆地で、北上川最大の支流である和賀川が町の中央をL字型に流れています。

気候は日本海型であり、11月下旬から翌年4月上旬までの年間降雪量は 10m 超、最深積雪が 1.7mとなる県下有数の豪雪地帯であり、年平均気温 9.0℃、年間降雨量 2,100mm となっています。

本地域では、約 35,000 年前のものとする鉄鉱石や旧石器、木炭片が白木野区の大台野遺跡から出土しており、その当時からすでに人類の生活が営まれていました。江戸時代は沢内通りとして南部藩に属し、明治 22 (1889) 年度の町村制施行により湯田村 (昭和 39 (1964) 年度より湯田町) と沢内村になり、その後 116 年間にわたりそれぞれ特色あるまちづくりを行ってきましたが、平成 17 (2005) 年 11 月 1 日に合併し、現在の西和賀町となりました。

交通機能は、町南部を東西に秋田自動車道、JR 北上線、国道 107 号が並行して通っており、南北に盛岡市に通ずる主要地方道盛岡横手線があります。また、主要地方道花巻大曲線の花巻・沢内間が令和 6 (2024) 年に全区間開通し、冬期間は閉鎖されるものの沢内中央部から花巻へ通じる路線も確保されるなど交通基盤整備が進み、経済圏は花巻市、北上市を中心とし、盛岡市、秋田県横手市にまで広がっています。





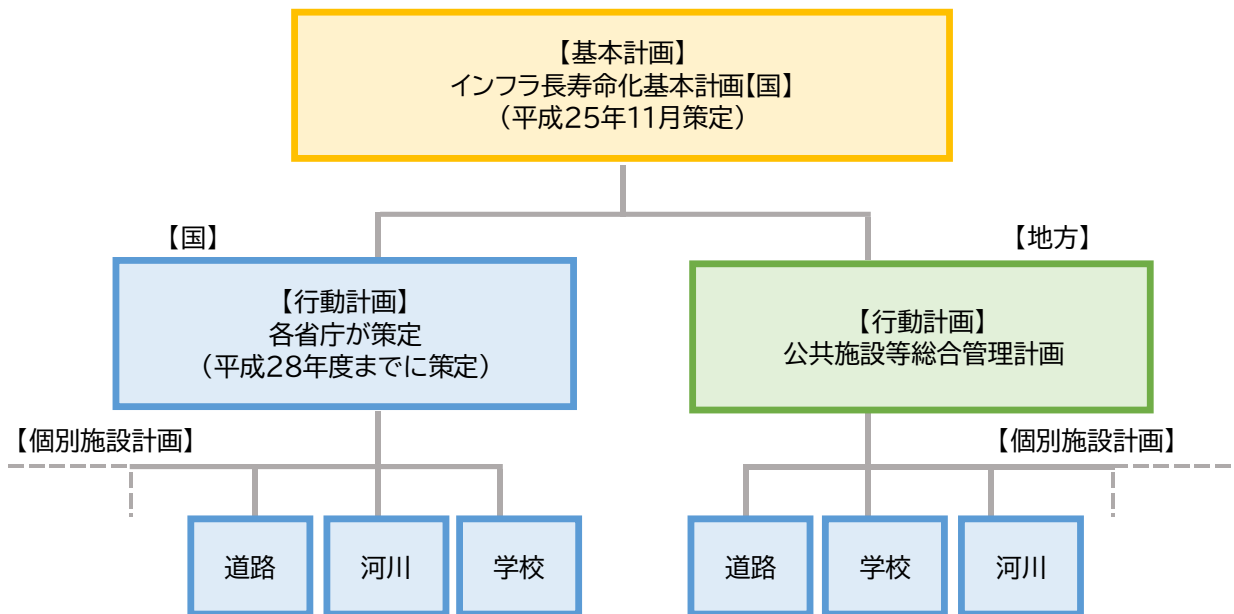
公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 (2013) 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りを経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことが懸念されています。

今後、これらの施設は、大規模な修繕や建て替えなどの更新時期を迎えますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢化の進行による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等は、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各個別施設計画の内容及び令和 5（2023）年 10 月 10 日の総務省の通知（以下）を踏まえて改訂したものととなります。なお、以下のうち「施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移」については、これまでの計画推進にあたり、管理外となっていたため、本改訂においては令和 6（2024）年度時点のものとなります。また、過去に行った対策の実績は各個別施設計画に基づくものとなるため、本計画改訂における反映は一部となっています。

■参考：「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」

総財務第 152 号 令和 5（2023）年 10 月 10 日 抜粋・一部加工

○総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画という。」）に記載すること。

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1)公共施設等の状況（施設保有量とその数位、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績

(2)総人口の年代別人口についての今後の見通し

(3)公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1)計画策定年度、改定年度及び計画期間

(2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(3)現状や課題に関する基本認識

(4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。※印は努力義務

①点検・診断等の実施方針

②維持管理・更新などの実施方針

③安全確保の実施方針

④耐震化の実施方針

⑤長寿命化の実施方針

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

⑦脱炭素化の推進方針

⑧統合や廃止の推進方針

⑨数値目標※

⑩地方公会計（固定資産台帳等の活用）※

⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針※

⑫広域連携※

⑬地方公共団体における各種計画及び管理施設との連携※

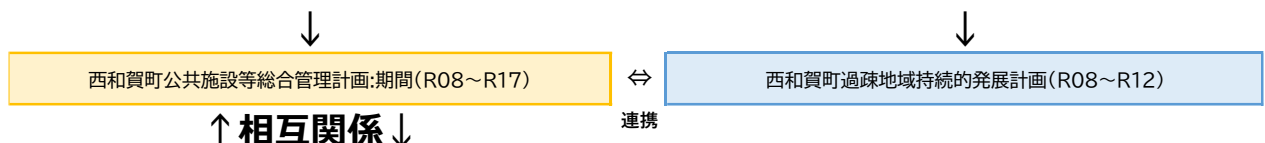
⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(5)PDCA サイクルの推進方針

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町にはまちづくりの最上位に位置付けられる「第3次西和賀町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設ごとの取り組みに対して、基本的な方針を提示するものです。

第3次西和賀町総合計画:期間 (R08~R17)
『豊かな自然と学びが拓く 笑顔が行き交う にぎわいのまち』



建物系公共施設:個別施設計画 (R08年度末時点)
峠山パークランドオアシス館個別施設計画: 期間 (R02~R58)
西和賀さわうち病院個別施設計画: 期間 (R02~R81)
文化創造館個別施設計画: 期間 (R02~R81)
沢内庁舎個別施設計画: 期間 (R02~R61)
老人福祉センター個別施設計画: 期間 (R02~R61)
湯田庁舎個別施設計画: 期間 (R02~R81)
町内小学校・中学校個別施設計画: 期間 (R02~R51)
西和賀町公営住宅等長寿命化計画: 期間 (R04~R13)
公共施設沢内バーデン個別施設計画: 期間 (R02~R57)
インフラ系公共施設: 個別施設計画 (R08年度末時点)
西和賀町 橋梁長寿命化修繕計画: 期間 (R07~R11)
西和賀町 トンネル長寿命化修繕計画: 期間 (R07~R11)
西和賀町 道路附属物等長寿命化修繕計画: 期間 (R05~R09)
西和賀町 上下水道耐震化計画: 期間 (R07~R11)
西和賀町 上水道基本計画: 期間 (R08~R22)
西和賀町 下水道ストックマネジメント計画: 期間 (R07~R11)
西和賀町 農業集落排水施設最適整備構想: 期間 (R06~R46)

西和賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
西和賀町子ども・子育て支援事業計画
定住自立圏共生ビジョン
地域少子化対策重点推進事業実施計画書
社会資本整備総合計画
西和賀町国土強靱化地域計画
地域防災計画
中期財政計画 など

⇔

2 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

西和賀町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、学校教育系施設、子育て支援施設、文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、行政系施設など13類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路（トンネル）、橋梁、水道、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の6種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

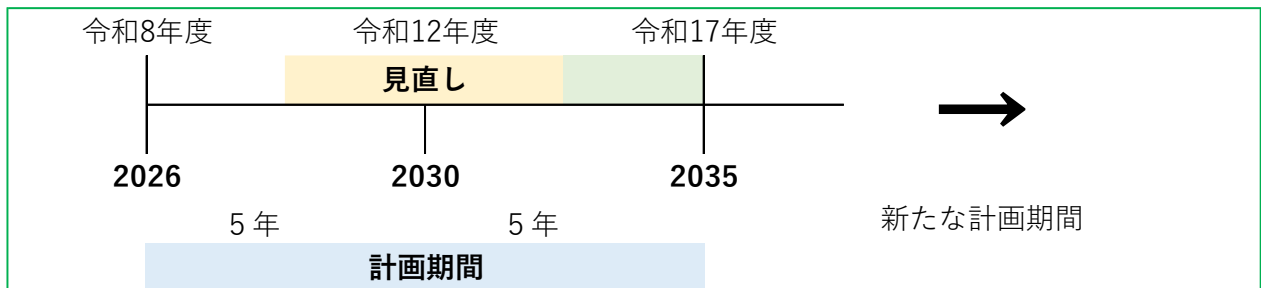
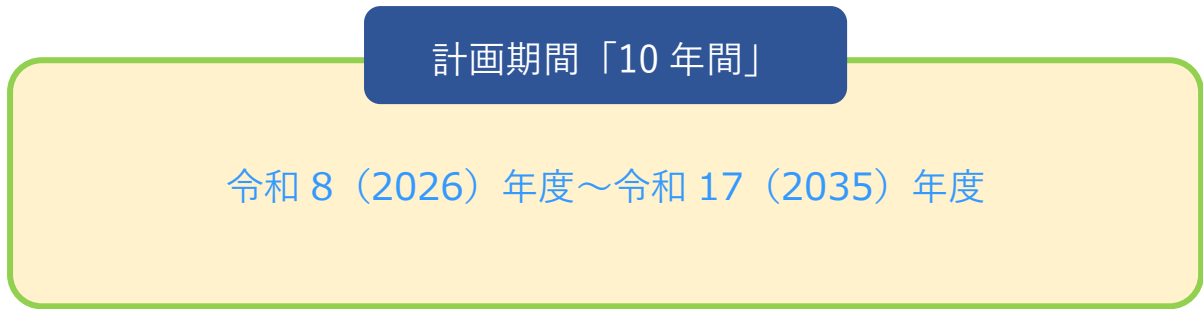
■公共施設等の分類

	施設分類	主な施設
公共施設 (建築物)	01 学校教育系施設	町内小学校・中学校など
	02 文化系施設	西和賀文化創造館など
	03 社会教育系施設	雪国文化研究所など
	04 スポーツ・レクリエーション系施設	志賀来スキー場など
	05 子育て支援施設	せんだん保育所など
	06 保健・福祉施設	川尻保健センターなど
	07 医療施設	西和賀さわうち病院
	08 行政系施設	湯田庁舎など
	09 公園	湯本湖岸公園施設など
	10 産業系施設	西和賀育苗センター など
	11 公営住宅	町営上野々団地など
	12 供給処理施設	川尻ごみ処理場など
	13 その他	旧校舎、教員住宅など
インフラ系施設	01 道路・トンネル	東側幹線・弁天トンネルなど
	02 橋梁	大木原橋など
	03 水道	管路・浄水場施設など
	04 公共下水道	管路・処理場施設など
	05 農業集落排水	管路・処理場施設など
	06 浄化槽	合併処理浄化槽

(2) 計画期間

計画期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間とします。
計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。
本改訂は、5 年ごとの見直しにあたるものです。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。





II 公共施設を取り巻く環境

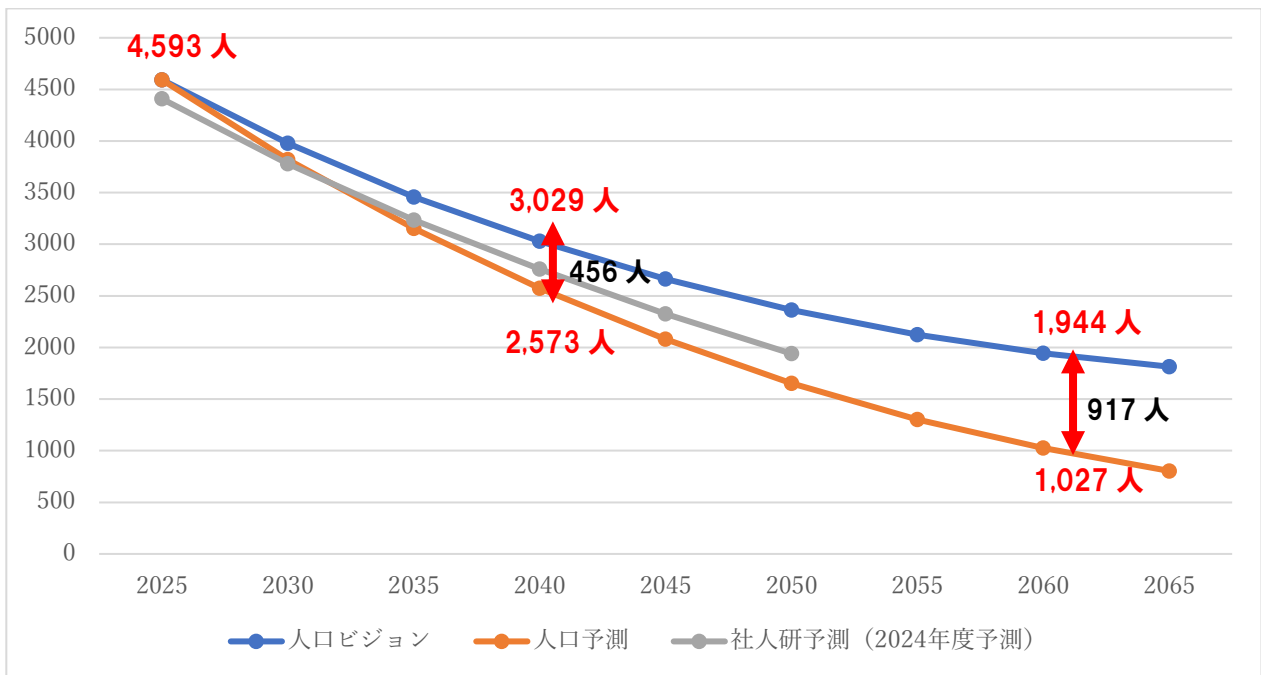
1. 将来の人口 現状と予測～西和賀町人口ビジョンより

本町の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、令和7（2025）年度の4,593人に比べ令和22（2040）年度には2,573人と2,020人の減少。令和42（2060）年度には1,027人と3,566人の減少が見込まれています。

第2次西和賀町総合計画及び第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の流れを引き継ぐ、第3次西和賀町総合計画を着実に実行することにより、子育て世代や新規就労者の移住を目指し、令和22（2040）年度には3,029人と456人の人口減少の抑制、令和42（2060）年度には1,944人と917人の人口減少の抑制を目指しています。

■将来人口の目標値

（第3次西和賀町総合計画を抜粋）



	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
人口ビジョン	4,593	3,979	3,458	3,029	2,664	2,362	2,123	1,944	1,814
若年人口	259	237	224	240	228	214	198	187	184
生産人口	1,831	1,543	1,370	1,215	1,109	1,021	952	898	866
高齢人口	2,503	2,199	1,864	1,574	1,327	1,127	973	859	764
人口推移予測	4,593	3,821	3,153	2,573	2,079	1,651	1,302	1,027	804
社人研予測	4,408	3,779	3,234	2,760	2,326	1,940	-	-	-

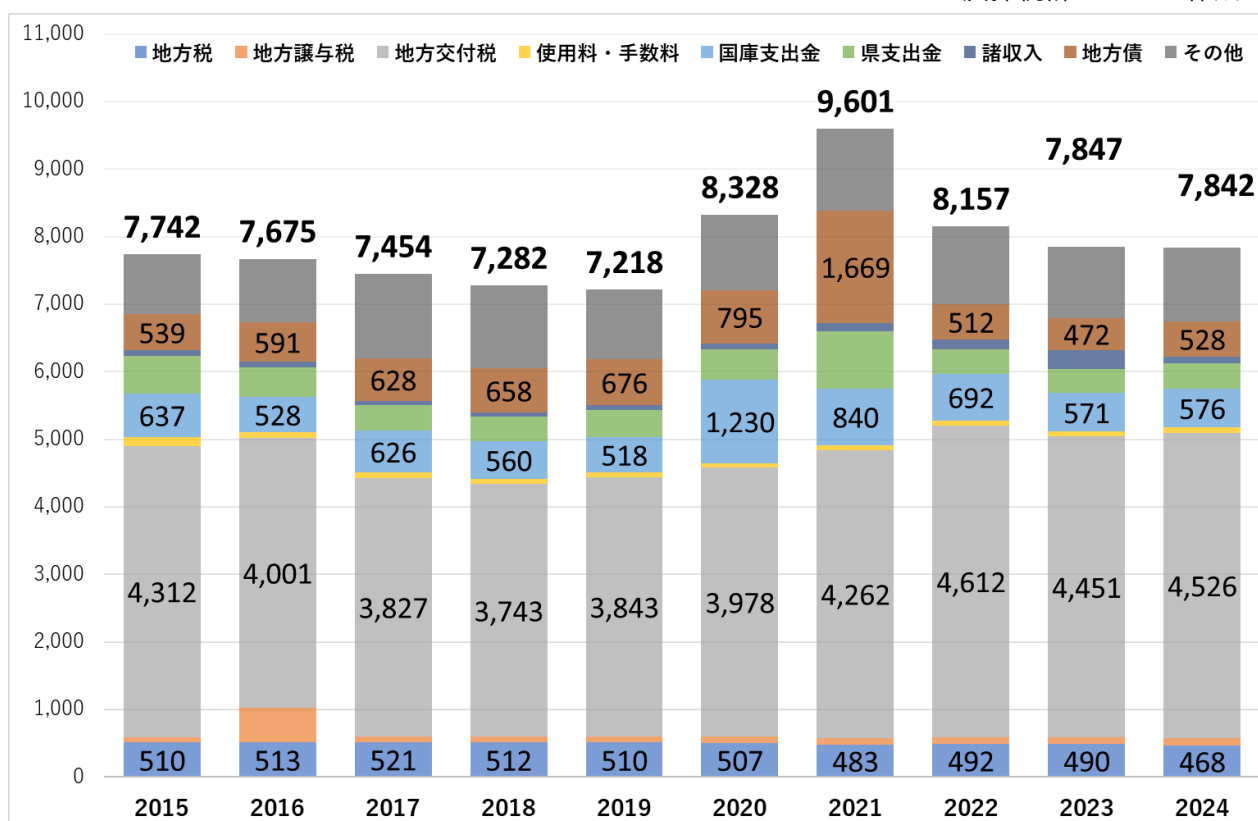
2. 本町の財政状況

(1) 歳入の状況

一般会計を基に本町の歳入状況の過去10年をみると、全体の歳入状況としては、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染対策費による国庫補助金が増大しています。また、地方交付税は令和4(2022)年度をピークとして、過去10年で増加傾向になっており、地方債発行は耐震工事等の影響により令和3(2021)年度をピークに減少傾向になっております。

■平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの歳入の推移 (単位：百万円)

※決算統計より加工作成



(2) 歳出の状況

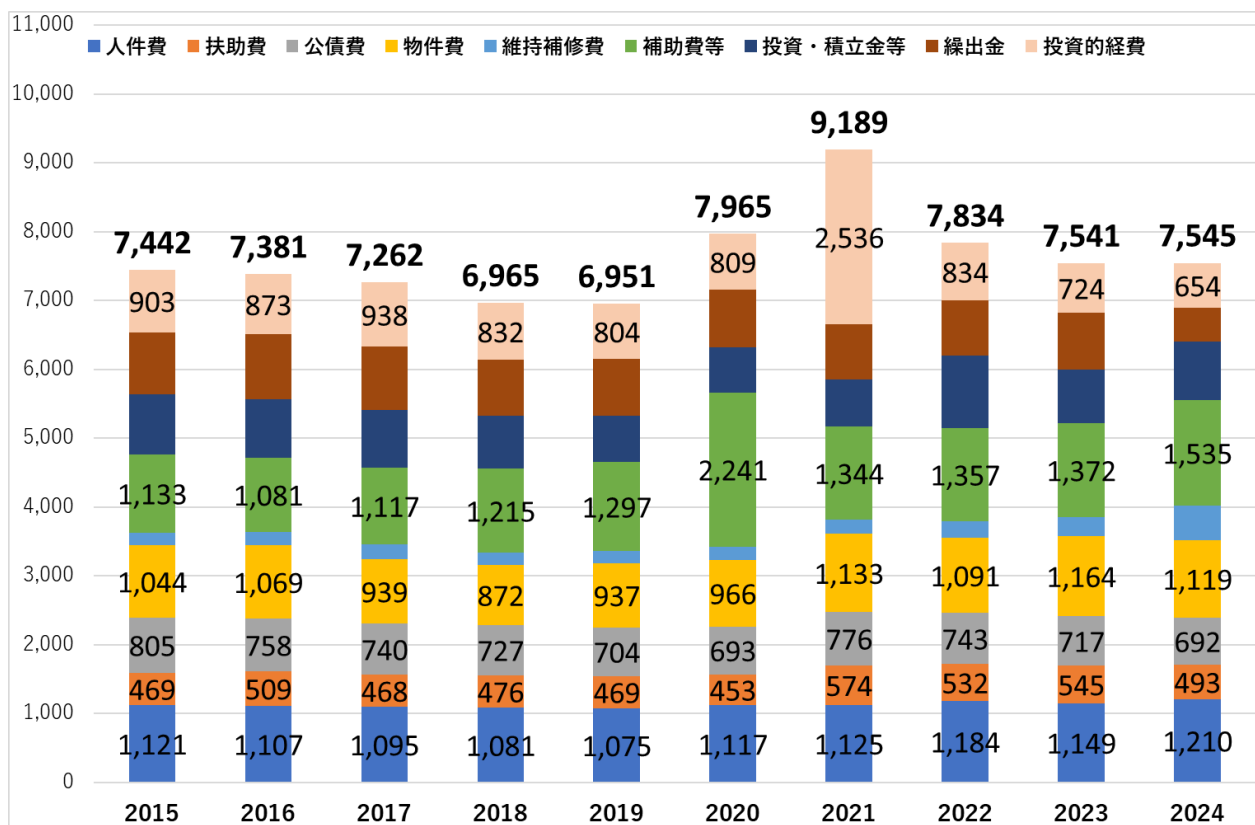
一般会計を基に本町の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、令和 3 (2021) 年度は大型事業により投資的経費が増加しています。投資的経費は令和 3 (2021) 年度を除き、約 7 億円～9 億円で推移しています。

補助費等は平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度まで増加傾向をたどり、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染対策費により補助金等が一時的に大幅に増加しました。

公債費は過去 10 年で減少傾向となっています。物件費は、近年の物価高騰等により増加傾向になっております。

■平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの歳出の推移 (単位：百万円)

※決算統計より加工作成



3. 公共施設（建築物）の状況

(1) 西和賀町の公共施設（建築物）の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

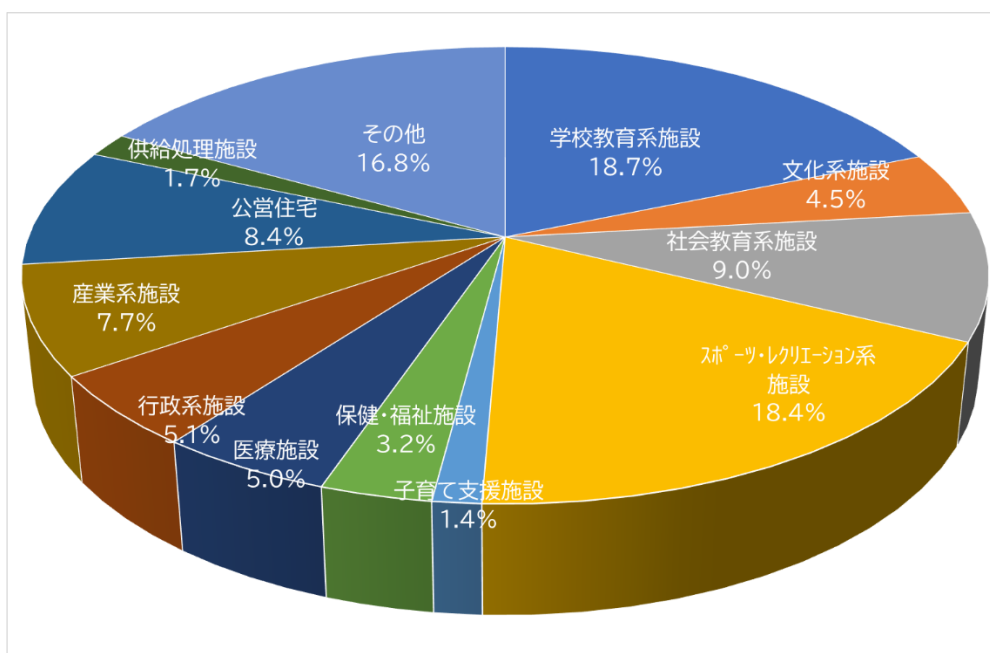
令和6（2024）年度末（令和7（2025）年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延床面積合計は約9.3万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が18.7%、スポーツ・レクリエーション系施設が18.4%、その他が16.8%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、20.3㎡となっております。

施設分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	割合	人口一人当たり面積(㎡)
1 学校教育系施設	7	29	17,403	18.7%	3.8
2 文化系施設	5	7	4,243	4.5%	0.9
3 社会教育系施設	41	42	8,377	9.0%	1.8
4 スポーツ・レクリエーション系施設	25	52	17,177	18.4%	3.7
5 子育て支援施設	5	9	1,334	1.4%	0.3
6 保健・福祉施設	6	8	2,944	3.2%	0.6
7 医療施設	1	1	4,636	5.0%	1.0
8 行政系施設	26	29	4,792	5.1%	1.0
9 公園	2	3	27	0.0%	0.0
10 産業系施設	5	11	7,207	7.7%	1.6
11 公営住宅	11	59	7,873	8.4%	1.7
12 供給処理施設	2	5	1,569	1.7%	0.3
13 その他	34	51	15,679	16.8%	3.4
合計	170	306	93,261	100.0%	20.3

※令和6（2024）年度固定資産台帳より作成

※人口は令和7年3月31日現在住民基本台帳人口4593人



(2) 公共施設老朽化の状況

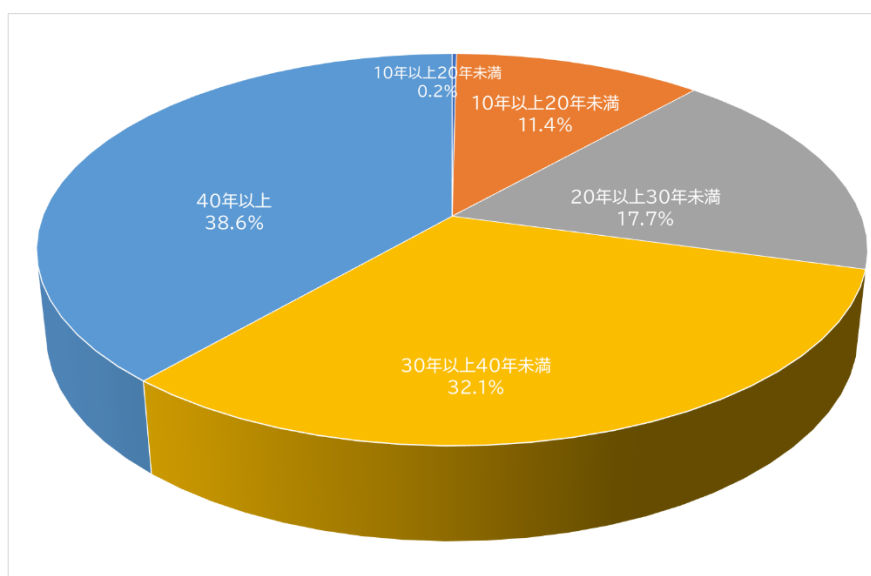
① 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築30年未満の公共施設は全体の29.3%となっており、築年数30年以上の公共施設は70.7%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち38.6%を占めています。

(単位：m²)

施設分類		築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
01	学校教育系施設	0	0	818	8,486	8,099	17,403
02	文化系施設	0	0	0	2,473	1,770	4,243
03	社会教育系施設	0	508	683	1,880	5,306	8,377
04	スポーツ・レクリエーション系施設	0	0	5,512	6,086	5,579	17,177
05	子育て支援施設	0	132	0	482	720	1,334
06	保健・福祉施設	0	0	535	1,314	1,095	2,944
07	医療施設	0	4,636	0	0	0	4,636
08	行政系施設	0	244	222	515	3,811	4,792
09	公園	0	0	27	0	0	27
10	産業系施設	0	1,806	5,235	43	123	7,207
11	公営住宅	177	733	2,447	4,466	50	7,873
12	供給処理施設	0	0	296	1,273	0	1,569
13	その他	37	2,554	689	2,963	9,436	15,679
計		214	10,614	16,464	29,981	35,989	93,261
割合		0.2%	11.4%	17.7%	32.1%	38.6%	100.0%



②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

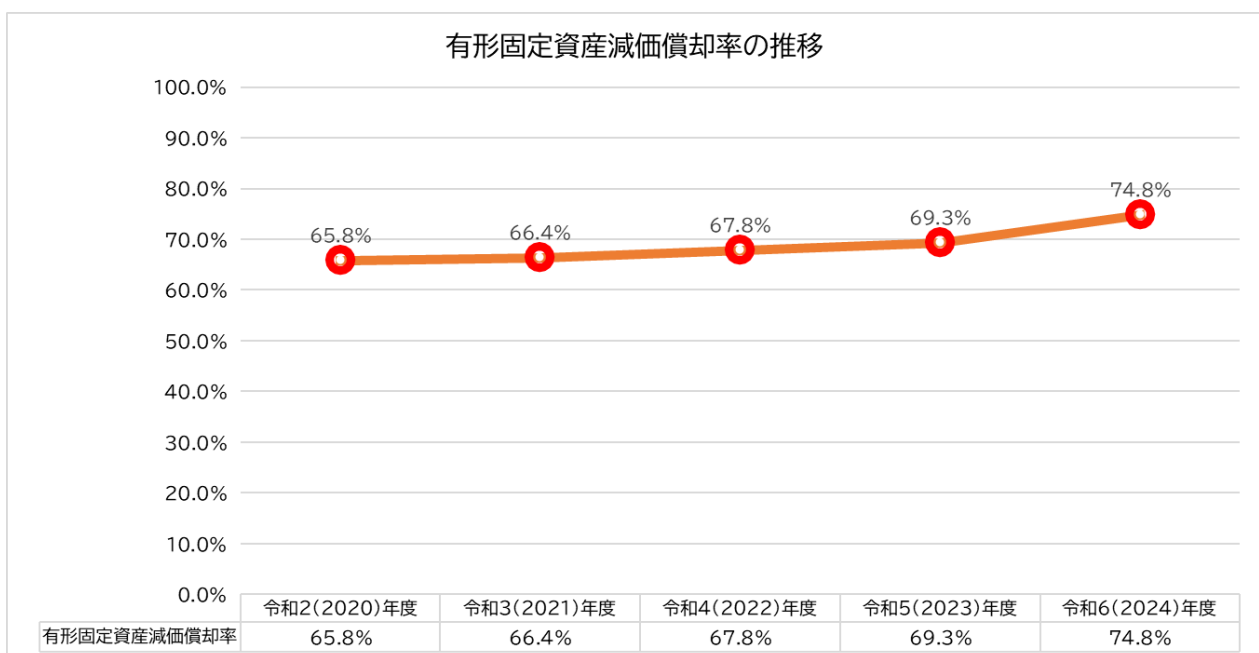
これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約169.8億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は74.8%と資産が老朽化している状況となっています。

直近、5年間の有形固定資産減価償却率の推移を見ると、令和2（2019）年度の65.8%から令和6（2024）年度の74.8%と9.0ポイント悪化しています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■類型別の有形固定資産減価償却率

施設分類	取得価額(百万円)	減価償却累計額(百万円)	有形固定資産減価償却率	令和6年度利用者数
01 学校教育系施設	2,690	2,284	84.9%	65,253人
02 文化系施設	1,409	1,026	72.8%	10,546人
03 社会教育系施設	1,142	1,046	91.6%	646人
04 スポーツ・レクリエーション系施設	3,759	3,023	80.4%	168,461人
05 子育て支援施設	169	144	85.3%	27,400人
06 保健・福祉施設	196	175	89.6%	250人
07 医療施設	2,240	524	23.4%	0人
08 行政系施設	689	613	88.9%	0人
09 公園	15	15	100.4%	0人
10 産業系施設	920	716	77.8%	600人
11 公営住宅	1,165	1,071	91.9%	159人
12 供給処理施設	597	500	83.8%	0人
13 その他	1,974	1,555	78.8%	14,197人
計	16,964	12,691	74.8%	287,512人



4. インフラ系施設の状況

(1) 道路・トンネル

令和6(2024)年度末の町道の整備状況をみると、改良率が62.8%、舗装率が59.4%となっています。交通安全対策に対応するため、幹線町道の二次改良と生活路線であるその他の町道の整備を重点的に推進する必要があります。

本町の町道の舗装率は高いものの、簡易的な舗装道が多く、改良と合わせた恒久的な舗装整備が必要となっています。豪雨や台風などの被害が増加しているため、急傾斜地崩壊危険箇所などの危険地域の整備が必要です。

本町が管理するトンネルは4か所あります。今後、老朽化による補強・補修が集中し、財政負担が大きくなることが懸念されています。

このため、予防的な修繕の実施によるトンネルの延命化、予算の平準化、維持管理コストの縮減を図り、次世代に大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性と信頼性を、将来にわたり確保することを目的とした「トンネル長寿命化修繕計画」を策定し、この計画に基づき維持管理を進めています。現在は、建設後50年以上経過しているトンネルは無いですが、30年後には全トンネルが50年を経過します。トンネルの更新が将来のある期間に集中した場合、重い財政負担を背負うこととなります。

■本町のトンネルの状況（トンネル長寿命化修繕計画より抜粋）

トンネル名	路線名	箇所	延長(m)	有効幅員(m)	有効高(m)	建設年次
貝沢トンネル	鶯宿線	自)西和賀町沢内貝沢 至)雫石町鶯宿	100.0	6.5	4.7	平成4年 (1992年)
袖岩トンネル	安ヶ沢線	自)西和賀町沢内泉沢 至)西和賀町沢内泉沢	49.0	6.2	4.5	昭和60年 (1985年)
弁天トンネル	東側幹線	自)西和賀町沢内弁天 至)西和賀町沢内弁天	126.0	11.8	4.7	平成12年 (2000年)
大荒沢トンネル	本内大荒沢線	自)西和賀町杉名畑 至)西和賀町杉名畑	481.8	6.7	4.2	平成6年 (1994年)

(2) 橋梁

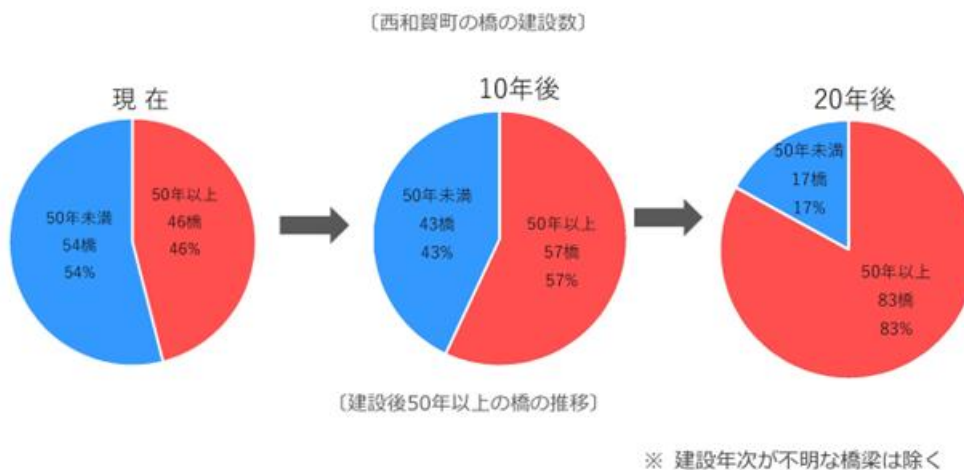
本町においては、現在143橋の町道橋梁を管理しています。令和6(2024)年度時点で架設50年以上経過している橋梁が46橋となっています。令和6(2024)年度から10年後には架設50年以上経過する橋梁が57橋となることが想定されています。

これらの橋は今後、老朽化し、架替えによる財政負担が大きくなることが懸念されています。

このような状況となっていることから、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となります。

現在本町においては、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し維持管理、更新を進めますが、利用状況によっては撤去も検討する必要があります。

■本町の橋梁の老朽化状況（橋梁長寿命化修繕計画より抜粋）



（3）水道

平成 30（2018）年度に町内に 2 つあった簡易水道を 1 つに統合し上水道事業として公営企業会計に移行しています。昭和 37（1962）年築造の浄水場等、町内の水道施設は老朽化が進んでいます。

布設後 50 年以上経過している管路があります。また、耐震管の布設割合も低いため、災害時に水を確実に確保できるよう、管路の耐震化も進めていかなければなりません。このため、上水道基本計画に基づき、計画的に更新していく必要があります。

人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴い給水収益は年々減少しています。また、水道施設は今後老朽化資産が増加するとともに、数多い施設の維持管理に要する経費や労力等のコスト過大が懸案となっています。

よって、今後は、収益が減少していく一方、更新費用及び維持管理費用が増加していくことが予想されます。

■全体状況（令和 6（2024）年度決算統計より）

項目	数量
1 浄水場	10か所
2 配水池	10か所
3 導水管延長	12.49km
4 送水管延長	18.28km
5 配水管延長	147.09km
6 給水人口	4,538人

（４）公共下水道・農業集落排水・生活排水処理

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として平成 15（2003）年に供用開始しました。

令和 6 年（2024）年度地方公営企業法適用化により、農業集落排水事業、浄化槽事業とともに、固定資産台帳の整備及び地方公営企業会計への移行を行っています。

使用者数の減少や節水機器の普及などに伴う使用料収入の減少が見込まれています。また、標準耐用年数を超過した機械・電気設備が増加しており、常時の安定使用が懸念されています。

よって、今後は、収益が減少していく一方、更新費用が増加していくことが予想されます。

Ⅲ

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 西和賀町の公共施設等の課題

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

住民基本台帳ベースで推計した場合の人口変化については、令和 22 (2040) 年度には人口が 2,600 人弱、高齢化比率が 60%超、生産人口比率が 50%弱となることから、1 人の現役人口で 2 人超の高齢者を支える地域となることが予想されます。

このように、本町は人口減少が急速に進み、特に生産年齢人口の減少が著しく、高齢者の割合が高くなることから、これに伴う世代構成の変化により、公共施設の利用状況や公共施設へのニーズも変化することが予想されます。

こうした人口構成の変化や公共施設への町民ニーズの変化を的確に捉え、状況の変化に合った施設規模の見直しや既存公共施設を有効に活用することで、より充実したサービスを住民に提供する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和 49 (1974) 年度から昭和 56 (1981) 年度頃に集中的に学校などの学校教育施設と文化施設の整備が進められており、大規模改修が必要となる建築後 30 年を経過した施設が多くを占めています。昭和 56 (1981) 年度以前の旧耐震基準の適用時期に建設された施設も多く、老朽化対策と安全の確保の問題に直面しており、老朽化施設については、必要性の精査を行った上で、今後のあり方を検討する必要があります。

(3) 公共施設等にかけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。しかし、今後本町においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが見込まれ、また、高齢化が進むことにより扶助費の増加が見込まれます。

このような状況のもとでは、財政状況は厳しい状況が続き、公共施設等の修繕や更新にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本町総合計画において、目指すべき将来像「豊かな自然と学びが拓く 笑顔が行き交う にぎわいのまち」の視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等（建築物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）を検討します。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を検討します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営に努めます。

(2) 公共施設等の点検・診断及び維持管理、修繕・更新、耐震化の実施方針

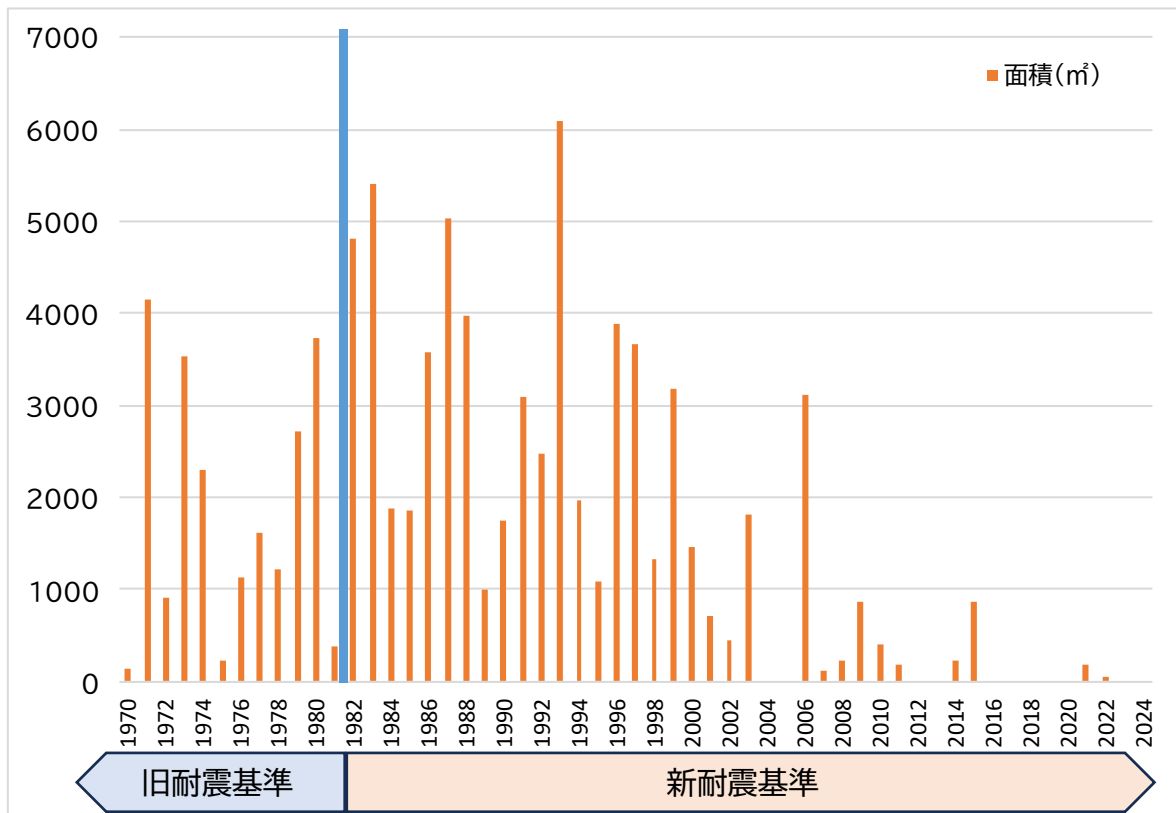
①建築物系施設の実施方針

本町の建築物系公共施設のうち、延床面積ベースで約 75.6%が新耐震基準（昭和 57（1982）年度以降）で建設されており、旧耐震基準（昭和 56（1981）年度以前）にあたる 24.4%の施設のうち、耐震化実施済の施設は 6.9%で、耐震化未実施の施設は全体の 14.7%となっています。建築物系施設の維持管理及び修繕・更新、耐震化は、建設時から経過した年月によってその対処方法が異なるため、公共建築物を、昭和 56（1981）年度以前の旧耐震基準で建築された施設となる「旧耐震基準建築物」と、新耐震基準に適合する「新耐震基準建築物」の2つに分類し、維持管理及び修繕・更新、耐震化の実施方針を以下に整理しました。

また、建築物の生涯費用はライフサイクルコストで表されます。建築物の建設時に発生するイニシャルコストとしての建設費用ばかりが目立ちますが、建設費がライフサイクルコスト全体に占める割合は 5 分の 1 程度といわれており、建設後の修繕費や維持管理経費等（ランニングコスト）が大きな割合を占めています。建設後の維持管理に係る費用は公共施設を維持する限り、増大することはあっても減少することは難しく、財政に対する負担としてあり続けることを考慮する必要があります。建築物系施設の維持管理においては、損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

これらを踏まえ、建築物系施設の点検・診断及び維持管理、修繕・更新、耐震化等には、多額の経費が必要であり、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

■建築年度別整備状況（延床面積）



※ライフサイクルコスト：企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの

②インフラ系施設の実施方針

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。特に、道路及び橋梁・トンネル等の道路施設については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの定期的な点検があります。

さらに、近年の橋梁の老朽化の進行を踏まえ、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成26（2014）年国土交通省令第39号。）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26（2014）年国土交通省令告示第426号）が平成26（2014）年7月1日より施行され、橋梁・トンネル等は、国が定める統一的な基準により診断を行い、統一的な尺度で健全性の診断結果を分類することとなりました。

本町においても、平成23（2011）年4月に「西和賀町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、5年ごとの見直しを行っているほか、令和2（2020）年3月にはトンネルについても「西和賀町トンネル長寿命化修繕計画」を策定、令和7（2025）年4月に改定しています。道路交通の安全性を確保するため、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応への転換の上、橋梁・トンネルの長寿命化及びコスト縮減を図っています。

また、その他の道路付属施設においても、これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、個別施設計画の策定を行い、適切な維持管理を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

多くの人を利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努める必要があります。一方、公共施設等には、災害時の応急・復旧対応、避難所・避難路など、効率性だけで判断できない公益性があります。

本町周辺に分布する活断層は、「雫石盆地西縁－真昼山東断層帯」と「横手盆地東縁断層帯」があり、これらの断層帯は明治 29 (1896) 年の「陸羽地震」の際に活動し、大きな揺れを発生させました。一方、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)」で観測された本町の震度は 4 で、幸いにして人的被害、住家・非住家の被害はありませんでした。

西和賀町地域防災計画では本町の想定地震を「陸羽地震」としており、最大で震度 6、負傷者数 1,204 人、建物全壊数は 141 棟と予測しています。東日本大震災や、平成 27 (2015) 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本地震等の大災害の教訓からも、大規模災害時における応急対応の中核を担う役場庁舎や、学校等の指定避難所としての機能確保が必要になっています。この点は、本町の災害対応時の脆弱性のひとつとなっており、国土強靱化の観点からも公共施設等の安全の確保が求められています。

旧耐震基準の公共施設等について、計画的に耐震診断・耐震改修、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を図ります。

(4) 長寿命化の実施方針

一般に、鉄筋コンクリート造の建造物の更新時期は 50 年、木造は 30 年といわれています。また、昭和 56 (1981) 年度の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には 15~20 年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本町では、現有の建築物系公共施設の約 24.4% (延床面積の割合) が昭和 56 (1981) 年度以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も多く存在するほか、インフラ系施設についても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながらライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、長期的な観点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

（５）統合や廃止の推進方針

人口減少時代を迎える中で、人口規模にあった公共施設等の統廃合による健全財政の推進が望まれています。

一方では、当該公共施設を現に利用している町民にとっては、サービスの低下が懸念されます。こうした点を総合的に勘案した上で、統合や廃止を適宜検討し有効活用等を図るとともに、不要と判断した施設は、撤去を進めていきます。施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29（2017）年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして掲げられています。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

（７）脱炭素化の推進方針

公共施設の新築、増築、改修又は建て替えに当たっては、高効率な設備機器や再生可能エネルギー設備の標準装備、断熱性など建物の省エネ機能の向上、木材など Co2 排出量が少ない建築資材の活用を推進するほか、公共施設の統廃合等による省エネルギー化など、公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

（８）保有する財産（未利用資産等）の活用方針

行政目的が無く、将来的な利活用計画が定められていない未利用財産については、維持管理費の削減や自主財源確保の観点からも売却や貸与等により、公共の福祉の積極的な利活用のために推進していきます。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけでなく、全庁的な情報共有体制、取り組み体制の構築を図るとともに、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

IV

施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

今後の公共施設サービスのニーズに対応し施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数が経過した施設においては、施設管理者の意見や地域の要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の廃止、用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。これらの施設の方針は個別に策定した個別施設計画や長寿命化計画に基づくものとなっています。方向性の記載は各個別施設計画から本計画期間内に予定・想定される対応となります。

なお、方向性の記載のない施設については、今後個別施設計画の策定後に記載します。

（1）学校教育系施設

湯田小学校及び沢内小学校においては、個別施設計画を策定し、今後の修繕計画を策定しています。また、小学校同様、湯田中学校及び沢内中学校についても個別施設計画を策定し、今後の修繕計画を策定しています。旧川尻小学校・太田スクールバス車庫については現状維持となっておりますが、湯田小学校・湯田中学校については長寿命化、沢内小学校・沢内中学校・沢内学校給食共同調理場は、学校施設建替えの方針により除却の方向性としています。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	旧川尻小学校	昭和46年度	85.1%	現状維持
2	湯田小学校	昭和61年度	84.6%	長寿命化
3	沢内小学校	昭和46年度	89.3%	除却
4	湯田中学校	平成5年度	97.6%	長寿命化
5	沢内中学校	昭和48年度	97.6%	除却
6	旧沢内学校給食共同調理場	昭和59年度	100.0%	除却
7	太田スクールバス車庫	昭和51年度	100.0%	現状維持

※取得年度は各施設のうち最も古いものを記載しています。（各分類共通）

※有形固定資産減価償却率は各施設の合算（各分類共通）

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
西和賀町立湯田小学校個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和50年度	未定
西和賀町立沢内小学校個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和51年度	未定
西和賀町立湯田中学校個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和56年度	未定
西和賀町立沢内中学校個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和50年度	未定

◇前計画期間内の更新事業

番号	資産名称	実施年度	更新工事名称	金額(千円)
1	旧沢内学校給食共同調理場	令和2年度	給食センター建設用地造成	12,010
2	//	令和3年度	給食センター建築	298,184

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

建設から 50 年以上が経過している建物もあり、老朽化が課題となっています。加えて、児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が進行する中、将来的な学校のあり方の検討を進める必要があります。また、GIGA スクール構想により導入した 1 人 1 台端末の活用など、より計画的な ICT 環境の整備を進める必要があります。

計画的な改修・修繕を含む施設の適切な維持管理に努めるとともに、情報化に対応した ICT 機器の更新・整備、スクールバスの計画的な更新及び教員住宅の改修などを実施します。

建設から 30 年以上が経過し老朽化が激しい沢内小・中学校については、建て替えを含めた施設整備の検討を進めます。加えて、平成 23 (2011) 年度の小学校統合以来利用されていない空き校舎のうち、耐震度が不足し利用不可能な施設については計画的に解体工事を実施します。空き校舎に付随するプールなどの附属施設についても、安全面や事故防止の観点から、利用不可能なものは計画的に撤去していく方針です。

※GIGA スクール構想：令和元 (2019) 年度に開始された、全国の児童・生徒への 1 人 1 台のパソコン端末の提供と、高速大容量ネットワークの学校への整備を通じて、ICT 環境を活用した教育を推進する文部科学省の取り組み。

(2) 文化系施設

文化系施設のうち、文化創造館は個別施設計画を策定し、今後の修繕計画を策定しています。

他の施設について、今後の長寿命化や建て替えについての方向性を示していないため、今後検討する予定となっています。

今後これらの施設については、個別施設計画のほか、以下の方針で管理を進めます。

- 事後保全型から予防保全型への転換
- 点検・評価項目等の整理
- ライフサイクルコストの縮減
- 社会的ニーズへの対応

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	ぶなの森自然塾さそう館	昭和 57 年度	92.4%	現状維持
2	西和賀町文化創造館	平成 5 年度	68.0%	現状維持
3	町立川村美術館	昭和 60 年度	100.0%	現状維持
4	歴史民俗資料館	昭和 52 年度	94.0%	現状維持
5	町立川村デッサン館	平成 4 年度	100.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
文化創造館個別施設計画	令和元年度	令和 2 年度～令和 55年度	未定

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

文化創造館は設置から 30 年が経過し、建物・設備の老朽化が進んでいます。これに伴って更新需要が増大していることから、長期維持管理計画を策定し、優先順位に基づいて対応を進める必要があります。

(3) 社会教育系施設

社会教育系施設は、その多くは町内各地の集会施設であります。今後は個別施設ごとに地域住民と協議を行い、必要に応じて施設のマネジメントを進めます。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	耳取地区公民館	昭和 53 年度	92.0%	現状維持
2	槻沢公民館	平成 21 年度	63.0%	現状維持
3	清水ヶ野公民館	昭和 56 年度	100.0%	現状維持
4	上野々高齢者コミュニティセンター	昭和 56 年度	86.0%	現状維持
5	下左草公民館	昭和 57 年度	100.0%	除却
6	野々宿集落センター	昭和 58 年度	100.0%	現状維持
7	下前集会所	昭和 58 年度	100.0%	現状維持
8	左草林業センター	昭和 59 年度	100.0%	現状維持
9	越中畑公民館	平成 4 年度	100.0%	現状維持
10	柳沢公民館	昭和 60 年度	100.0%	現状維持
11	鷲之巣公民館	平成 6 年度	100.0%	除却
12	大沓公民館	昭和 61 年度	100.0%	現状維持
13	草井沢公民館	昭和 61 年度	100.0%	除却
14	川尻一区公民館	昭和 61 年度	76.0%	現状維持
15	間木野公民館	昭和 63 年度	100.0%	現状維持
16	ゆだ高原駅公民館	平成元年度	100.0%	除却
17	湯之沢センター	昭和 46 年度	100.0%	除却
18	細内公民館	昭和 51 年度	100.0%	現状維持
19	湯本地区公民館	昭和 51 年度	96.0%	現状維持
20	本屋敷公民館	昭和 53 年度	100.0%	除却
21	小繫沢公民館	平成 6 年度	100.0%	現状維持
22	湯田生活改善センター	平成 20 年度	43.2%	現状維持
23	湯川地区公民館	昭和 53 年度	92.0%	現状維持
24	白木野公民館	平成 6 年度	100.0%	現状維持
25	弁天地区担い手センター	昭和 55 年度	100.0%	現状維持
26	長瀬野会館	昭和 57 年度	84.0%	現状維持
27	高下集落センター	昭和 60 年度	100.0%	現状維持
28	青年女性会館	平成元年度	100.0%	現状維持
29	貝沢地区多目的集会施設	平成元年度	100.0%	現状維持
30	新町地区公民館	昭和 52 年度	94.0%	現状維持
31	川舟地区公民館	昭和 53 年度	92.0%	現状維持
32	泉沢会館	昭和 54 年度	90.0%	現状維持
33	鍵飯地区担い手センター	昭和 54 年度	100.0%	現状維持
34	大野地区多目的集会施設	平成 3 年度	100.0%	現状維持
35	太田地区多目的集会施設	平成 6 年度	100.0%	現状維持
36	前郷地区コミュニティセンター	平成 9 年度	100.0%	現状維持
37	高齢者活動促進施設	平成 12 年度	100.8%	現状維持
38	ふるさと会館	平成 13 年度	96.6%	現状維持
39	下の沢公民館	昭和 49 年度	100.0%	現状維持
40	若畑公民館	平成 25 年度	46.2%	現状維持
41	雪国文化研究所	昭和 62 年度	100.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

地区集会所等を利用した集いの場を支援します。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設はスポーツ施設とレクリエーション施設に大きく分類されます。両分類ともに既に策定済みの峠山パークランドオアシス館及び沢内バーデン以外は、個別施設計画の策定を進める予定です。

各施設においては、今後も長寿命化を前提としながら、行政運営上、将来にわたって必要と判断する施設について、財政状況を考慮しながら、施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	志賀来スキー場	昭和 58 年度	100.0%	現状維持
2	沢内農業者トレーニングセンター	昭和 57 年度	92.1%	現状維持
3	沢内弓道場	平成元年度	100.0%	現状維持
4	太田プール	昭和 48 年度	100.0%	現状維持
5	錦秋湖グラウンド管理事務所	平成 14 年度	44.0%	現状維持
6	志賀来ドーム	平成 12 年度	72.4%	現状維持
7	川尻体育館	昭和 49 年度	100.0%	除却
8	沢内総合公園管理室 管理事務所	平成 3 年度	66.0%	現状維持
9	レストハウスゆのさわ	平成 8 年度	100.0%	現状維持
10	町営湯田スキー場	平成 10 年度	100.0%	現状維持
11	湯田農業者トレーニングセンター	昭和 62 年度	81.4%	現状維持
12	湯川体育館	昭和 62 年度	81.4%	現状維持
13	湯本屋内温泉プール	昭和 58 年度	90.2%	現状維持
14	艇庫	昭和 60 年度	100.0%	現状維持
15	志賀来キャンプ場	平成元年度	118.8%	現状維持
16	温泉会館ほっとゆだ	昭和 63 年度	100.0%	現状維持
17	沢内バーデン	平成 4 年度	67.0%	現状維持
18	温泉会館砂ゆっこ	平成 2 年度	100.0%	現状維持
19	温泉会館穴ゆっこ	平成 4 年度	100.0%	除却
20	峠山パークランドオアシス館	平成 9 年度	81.2%	除却
21	健康管理センター	昭和 55 年度	88.0%	現状維持
22	真昼温泉	平成 8 年度	100.0%	現状維持
23	長峰公園	平成 7 年度	100.0%	現状維持
24	森林体験交流センター	平成 13 年度	100.0%	用途変更
25	焼地台公園	平成元年度	100.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
峠山パークランドオアシス館個別施設計画	令和元年度	令和 2 年度～令和 57年度	未定
公共施設沢内バーデン個別施設計画	令和元年度	令和 2 年度～令和 57年度	未定

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

スポーツ施設については、全ての施設が設置から相当な年数が経過しており、大規模改修が必要な状況となっています。これに加え、人口減少と高齢化が進む中で、施設の利用は低下傾向になっています。これらの状況を踏まえ、今後の施設管理のあり方を明確にするため、早急に個別施設計画を策定する必要があります。

スポーツ施設の劣化調査を実施し、施設の状態を把握するとともに、関係機関との協議を行い、将来のスポーツ施設のあり方について検討を進めるとともに、最近の気候変動に対応した施設の整備を進めます。

(5) 子育て支援施設

子育て支援施設は保育施設と学童保育施設に分類されます。

3保育所は、少子化の進行及び施設老朽化の現状から、1施設に統合したうえで今後建替えを予定しています。平成22(2010)年度に建設された、沢内学童クラブ・湯田学童クラブについては、現状維持の方針です。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	川舟保育所	昭和62年度	81.5%	用途変更
2	せんだん保育所	昭和47年度	100.0%	建て替え
3	新町保育所	昭和48年度	100.0%	用途変更
4	沢内学童クラブ	平成22年度	64.4%	現状維持
5	湯田学童クラブ	平成22年度	64.4%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

保育施設は、入所児童の減少と建物の老朽化等の課題を解決するために、2施設への統合と新たな施設整備を進めており、そのうえで保護者のニーズを反映した保育サービスの充実が必要です。

放課後児童クラブは、小学校隣接で2施設を設置し、社会福祉法人に運営委託しています。

子育て支援の拠点となるこども家庭センター等を整備し、日常的な子育て支援体制の充実に努める必要があります。

(6) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は老人福祉センターのみ個別施設計画を策定し、今後の修繕計画を策定していません。川尻保健センター・高齢者生きがいセンター・農家高齢者創作館については、現状維持となっておりますが、高齢者コミュニティセンターは除却を検討しております。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	川尻保健センター	昭和 55 年度	81.6%	現状維持
2	高齢者生きがいセンター	平成 2 年度	100.0%	現状維持
3	農家高齢者創作館	昭和 52 年度	100.0%	現状維持
4	高齢者コミュニティセンター	昭和 55 年度	96.8%	除却

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
老人福祉センター個別施設計画	平成 30 年度	令和 2 年度～令和 61 年度	未定

◇前計画内の更新事業

番号	資産名称	実施年度	更新工事名称	金額(千円)
1	老人福祉センター	令和3年度	老人福祉センター改修	227,700

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

地域包括支援センターの機能充実や官民連携による在宅支援（医療介護連携）を推進します。在宅医療介護連携拠点を中心に、4つの場面（①日常の療育支援、②入退院支援、③緊急時の対応、④看取り）を意識した取り組みと職種間の連携を図り、在宅療養を支援する環境整備に努めます。

(7) 医療施設

医療施設は平成 26（2014）年度に建設した西和賀さわうち病院のみとなっています。西和賀さわうち病院は個別施設計画を策定し、今後の修繕計画により、管理を進めます。

施設の安全性の確保及び財政負担の軽減・平準化の観点から、適切な時期に長寿命化改修を実施し、目標使用年数 80 年とした施設の長寿命化を図る方針となっています。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	西和賀さわうち病院	平成 26 年度	23.4%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
西和賀さわうち病院個別施設計画	平成 30 年度	令和 2 年度～令和 81 年度	未定

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

町立西和賀さわうち病院が新築移転してから、10 年が経過しました。当時整備した医療機器や施設整備に不具合が生じてきており、更新や修繕が多くなってきています。医療機器においては、費用対効果により優先順位を定め、計画的な更新を進めていく必要があります。また、施設設備においては、個別施設計画を基に状況を見極めながら対応していく必要があります。

個別施設計画に基づき、計画的な大規模修繕の実施を行っていきます。

(8) 行政系施設

行政系施設のうち役場庁舎は個別施設計画において修繕計画を策定し、今後管理を進めます。消防屯所は一部を除き、老朽化が進んでいます。今後は安全性や機能性を配慮し一部建て替えを検討しています。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	湯田庁舎	昭和 54 年度	90.6%	現状維持
2	新田郷地区消防屯所	平成 26 年度	46.0%	現状維持
3	柳沢地区消防屯所	平成 13 年度	100.0%	現状維持
4	小繋沢地区消防屯所	平成 6 年度	100.0%	現状維持
5	湯川地区消防屯所	平成 5 年度	100.0%	現状維持
6	耳取地区消防屯所	平成 4 年度	100.0%	現状維持
7	湯本湯田地区消防屯所	昭和 55 年度	100.0%	現状維持
8	左草地区消防屯所	平成 3 年度	100.0%	現状維持
9	下前地区消防屯所	平成 2 年度	100.0%	現状維持
10	大野地区消防屯所(旧)	昭和 54 年度	100.0%	現状維持
11	新町地区消防屯所	平成 10 年度	100.0%	現状維持
12	東大野地区消防屯所	平成 12 年度	100.0%	現状維持
13	前郷地区消防屯所	昭和 60 年度	100.0%	建て替え
14	太田地区消防屯所	平成 6 年度	100.0%	現状維持
15	鍵沢地区消防屯所	昭和 61 年度	100.0%	現状維持
16	下の沢地区消防屯所	昭和 52 年度	100.0%	現状維持
17	猿橋地区消防屯所(旧)	昭和 52 年度	100.0%	現状維持
18	泉沢地区消防屯所	平成 2 年度	100.0%	現状維持
19	長瀬野地区消防屯所	平成 19 年度	78.2%	現状維持
20	弁天地区消防屯所	平成 15 年度	96.6%	現状維持
21	川舟地区消防屯所	平成 4 年度	100.0%	現状維持
22	貝沢地区消防屯所	平成 19 年度	78.2%	現状維持
23	大野地区消防屯所	平成 23 年度	59.8%	現状維持
24	猿橋地区消防屯所	平成 21 年度	69.0%	現状維持
25	沢内庁舎車庫	昭和 47 年度	100.0%	現状維持
26	沢内庁舎(旧老人福祉センター)	昭和 60 年度	85.8%	用途変更

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
湯田庁舎個別施設計画	平成 30 年度	令和 2 年度～令和 61 年度	未定

◇前計画内の更新事業

番号	資産名称	実施年度	更新工事名称	金額(千円)
1	湯田庁舎	令和3年度	湯田庁舎耐震改修	383,280
2	//	令和4年度	湯田庁舎耐震改修等	138,874
3	沢内庁舎書庫	令和3年度	沢内庁舎書庫屋根・外壁改修	3,718
4	鍵飯地区消防屯所	平成30年度	鍵飯地区消防屯所新築工事(電気工事)	—
5	//	平成30年度	鍵飯地区消防屯所新築工事(給排水工事)	—

◇今後の事業方針

特になし

(9) 公園

公園内の施設については、一部休止状態となっています。また、今後も使用予定はないため、老朽化が進んだ場合には廃止を検討する必要があります。

長寿命化を前提として行政運営上、将来にわたって必要と判断する施設について、財政状況を考慮しながら、施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	湯本湖岸公園	平成 14 年度	100.0%	現状維持
2	猿橋農村公園	平成 11 年度	100.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

特になし

(10) 産業系施設

産業系施設のうち、湯田堆肥センター及び沢内堆肥センターが家畜排泄物の適正な処理と有機農業の確立に大きな役割を果たしていますが、老朽化が進んでいる状況です。

今後、これらを含めた個別施設計画を策定する予定です。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	ミニ物産館 ふるさとハウス	平成元年度	100.0%	現状維持
2	湯田堆肥センター	平成 15 年度	67.5%	現状維持
3	沢内堆肥センター	平成 11 年度	77.1%	現状維持
4	西和賀育苗センター	平成 10 年度	85.8%	現状維持
5	町営長原牧場	昭和 58 年度	100.0%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

特になし

(11) 公営住宅

「西和賀町公営住宅等長寿命化計画」においては、上野々団地、湯田団地、大沓団地、猿橋団地、新町団地、川舟団地を対象に老朽化対策を進めています。

町営住宅63戸のうち、計画期間である令和17（2035）年度までに耐用年数を経過する住宅の58戸（全体の92.1%）が計画期間までに耐用年数を経過した住宅となり、今後これらの住宅の適正な管理運営を図る必要があります。

同計画においては、これまでは事後保全的な維持管理から、定期的に状況を把握し、適切な時期に適切な予防保全的な修繕及び耐久性向上を図る改善を実施することによって、良質な住宅の寿命が長期間にわたって保たれ、結果として将来的な費用の縮減につなげることができるようになります。

また、定期的に点検を行うことによって、住宅の実情にあった適切な修繕や改善を実施することができるようになり、住宅の安全性や性能の維持・保全が可能となります。

これらの方針に留意して「西和賀町公営住宅等長寿命化計画」を推進します。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	町営上野々団地	昭和 61 年度	100.0%	長寿命化
2	町営湯田団地	昭和 63 年度	100.0%	長寿命化
3	町営大沓団地	平成 6 年度	100.0%	長寿命化
4	町営長瀬野団地	昭和 46 年度	100.0%	令和 7 年度除却
5	町営猿橋団地	昭和 63 年度	100.0%	長寿命化
6	町営新町団地	平成 2 年度	100.0%	長寿命化
7	町営川舟団地	平成 9 年度	100.0%	長寿命化
8	大沓団地特定公共賃貸住宅	平成 8 年度	100.0%	長寿命化
9	川舟団地特定公共賃貸住宅	平成 8 年度	100.0%	長寿命化
10	若者定住促進住宅湯田団地	平成 21 年度	59.0%	現状維持
11	若者定住促進住宅湯本団地	令和 4 年度	6.6%	現状維持

画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
西和賀町公営住宅等長寿命化計画	令和 3 年度	令和4年度～令和13年度	令和14年度

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

公営住宅として管理している住宅は 3 種類あり、公営住宅法に基づき所得制限を設け低所得者向けに整備した町営住宅 44 棟 58 戸、中堅所得世帯向けの良質に整備した特定公共賃貸住宅 8 棟 16 戸、若者の定住を目的とし年齢や居住年数を制限して整備した若者定住促進住宅 4 棟 18 戸となっています。耐用年数を経過している住宅や設備の老朽化、入居者の高齢化等が課題となっています。

西和賀町公営住宅等長寿命化計画の年次別改善事業計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し改修計画を進めます。主に居住性向上として屋根外壁他断熱改修、浴室ユニットバス化、長寿命化計画として給水管改修、安全性確保として玄関扉の防犯改善を行います。また、老朽化により随時発生した設備の不具合に対しては、迅速に対応できるように努めます。

(12) 供給処理施設

供給処理施設は、建物主体だけではなく、処理を行う設備や機器類の更新が必要となっています。

このため、必要に応じて修繕等を行っているところですが、当町では処理について周辺自治体と業務連携を進めていることから、処理施設の用途変更、除却を検討していきます。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	湯田ごみ焼却場	昭和 63 年度	97.2%	除却
2	沢内清掃センター	平成 7 年度	77.9%	除却

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

特になし

(13) その他

その他施設は現在利用中止や用途廃止している施設が多くを占めています。

現在利用中止や用途廃止している施設については今後老朽化が進み、安全性の観点から除却を検討します。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	川尻教員住宅	平成2年度	100.0%	現状維持
2	旧上野々教員住宅	昭和63年度	100.0%	現状維持
3	湯本教員住宅	平成2年度	100.0%	現状維持
4	旧越中畑小学校	昭和55年度	97.1%	現状維持
5	旧越中畑小学校教員住宅	昭和61年度	100.0%	現状維持
6	旧左草小学校下前分校	平成3年度	99.8%	現状維持
7	湯田中学校教員住宅	平成11年度	100.0%	現状維持
8	旧沢内第一小学校	昭和58年度	100.0%	現状維持
9	旧川舟小学校 体育館	昭和55年度	96.8%	現状維持
10	旧貝沢小学校	昭和57年度	91.6%	除却
11	旧貝沢小学校教員住宅	昭和63年度	100.0%	現状維持
12	旧登記所(倉庫)	平成4年度	86.4%	現状維持
13	左草小教員住宅	平成6年度	100.0%	現状維持
14	左草保健福祉館(保育所)	昭和50年度	100.0%	現状維持
15	旧大野分館(加工場)	平成15年度	100.0%	現状維持
16	旧NTT社宅(住宅)	昭和58年度	100.0%	現状維持
17	川尻斎苑	昭和59年度	100.0%	除却
18	貝沢公衆便所	平成2年度	100.0%	現状維持
19	川尻除雪車格納庫	昭和49年度	100.0%	現状維持
20	大沓スクールバス車庫	昭和45年度	100.0%	現状維持
21	中村除雪車格納庫	昭和55年度	100.0%	現状維持
22	湯田除雪車格納庫	昭和52年度	94.1%	現状維持
23	耳取除雪車格納庫	平成11年度	82.5%	現状維持
24	太田除雪車格納庫	昭和54年度	73.7%	現状維持
25	新町除雪車格納庫	平成6年度	99.0%	現状維持
26	長瀬野除雪車格納庫	昭和60年度	100.0%	現状維持
27	防雪体制整備管理棟(兼貝沢除雪車格納庫)	昭和52年度	100.0%	現状維持
28	にしわが斎苑	平成27年度	18.5%	現状維持
29	もち菓子製造工場	平成17年度	—	現状維持
30	旧広瀬産業工場	平成17年度	—	現状維持
31	旧大野屯所	平成17年度	—	現状維持
32	倉庫(旧アイピラスキー場)	平成17年度	—	現状維持
33	新町教員住宅	平成元年度	—	現状維持
34	大沓除雪車格納庫	平成21年度	10.2%	現状維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇前計画内の更新事業

特になし

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

特になし

2. インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。その他施設については、西和賀町総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路・トンネル

①道路

町道については、より一層の改良率の向上に努めるとともに、幹線道路、生活関連道路の整備を重点的に促進します。特に住民の生活を支え続けてきた多くの道路施設の老朽化が進行しており、近い将来に更新などに要する費用が膨大になることから、老朽化する道路施設の長寿命化に向けた適正な維持管理を実施し、住民の安全・安心の確保を図ります。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

町道については、インフラの老朽化対策として長寿命化修繕計画に基づき道路メンテナンス事業費補助、また、舗装の劣化対策として防災・安全交付金や起債等の活用により、点検や補修を実施します。

②トンネル

「西和賀町トンネル長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、法定点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

計画的に修繕を行うために、トンネルの損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う対症療法的な事後保全型管理から、損傷が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型管理へ転換し、トンネルの長寿命化を図るとともに、修繕に係わる費用の縮減を図ります。

効果的で合理的な管理を行うために、路線の状況等に応じてトンネルの重要性を定め、計画的な修繕が行えるよう優先順位を決めます。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
西和賀町トンネル長寿命化修繕計画	令和7年4月	令和7年度～令和11年度	随時

◇今後の事業方針

西和賀町総合計画より

トンネルについては、インフラの老朽化対策として長寿命化修繕計画に基づきメンテナンス事業費補助、また、舗装の劣化対策として防災・安全交付金や起債等の活用により、点検や補修を実施します。

(2) 橋梁

「西和賀町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、法定点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『避難場所へのアクセス路線』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直
西和賀町橋梁長寿命化修繕計画	令和7年4月	令和7年度～令和11年度	随時

◇今後の事業方針

西和賀町総合管理計画より

橋梁については、インフラの老朽化対策として長寿命化修繕計画に基づきメンテナンス事業費補助、また、舗装の劣化対策として防災・安全交付金や起債等の活用により、点検や補修を実施します。

(3) 水道

水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。町では更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
西和賀町上下水道耐震化計画	令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和11年度
西和賀町上水道基本計画	令和7年度	令和8年度～令和22年度	令和22年度

◇今後の事業方針

西和賀町総合管理計画より

持続可能な事業経営を確保するため、水道事業において、合理化・効率化を図るとともに、料金の適時適正な見直しを行い、経営の健全化を進めます。

水道事業では、上水道基本計画に基づき施設の統廃合や改良を実施するほか、計画的な管路更新・漏水調査を実施して耐震化及び有収率の向上を図ります。

(4) 公共下水道・農業集落排水・生活排水処理

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本町においても、令和6（2024）年度にストックマネジメント計画を策定したことから、この計画に基づく施設整備を実施し、安心安全な汚水処理事業の確保を図ります。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
西和賀町上下水道耐震化計画	令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和11年度
西和賀町下水道ストックマネジメント計画	令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和11年度
西和賀町農業集落排水施設最適整備構想	令和5年度	令和6年度～令和45年度	令和45年度

◇今後の事業方針

西和賀町総合管理計画より

持続可能な事業経営を確保するため、下水道事業において、合理化・効率化を図るとともに、使用料の適時適正な見直しを行い、経営の健全化を進めます。

下水道事業では、水洗化の普及を促進するほか、下水道ストックマネジメント計画に基づいた施設・設備の計画的な更新を実施するとともに、経営の健全化と適正な維持管理の効率化を確保するために、処理場施設の統廃合を進めます。

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

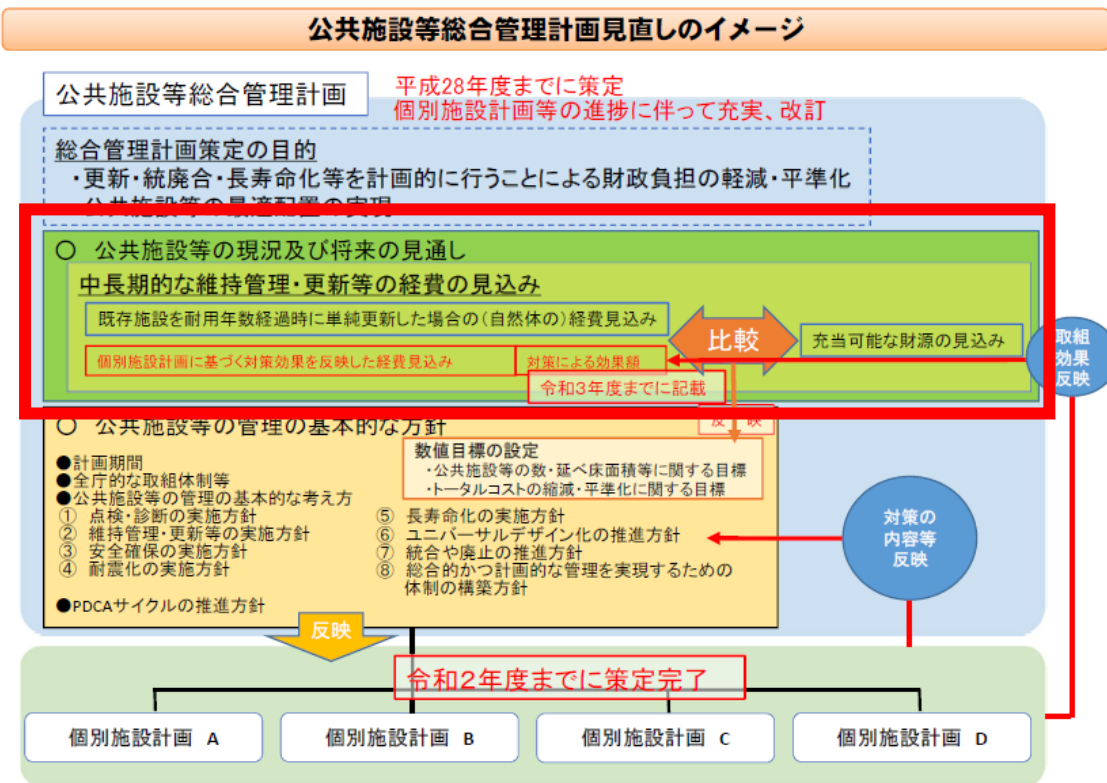
【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3（2021）年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。
算出期間は計画期間の令和17（2035）年度までとしています。

- A:単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み
- B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み
- C:対策による効果額（財政効果額）

$$\text{財政効果額 } C = \text{単純更新費用 } A - \text{個別施設計画対策額 } B$$

■公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



総務省 「公共施設等総合管理計画見直しに関すること」より抜粋

(1) 公共施設（建築物）

各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化等の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行っています。なお、「今後の方向性」が検討されていないものは、「現状維持」としています。

シミュレーションの期間は令和 17（2035）年度までの 10 年間としています。

令和 17（2035）年度まで耐用年数を迎える（既に経過している施設を含む）施設を単純更新したとすると、約 88.1 億円となります。これに対して長寿命化等の対策費用は約 1.8 億円となり、財政効果は約 86.3 億円となります。これはすべての施設に対する個別施設計画策定後に再算定する予定です。

今後、施設の利用状況や老朽化状況に基づき、具体的な対策の優先順位を検討してコストの平準化を図り、町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していきます。

■公共施設の財政効果

（単位：百万円）

施設分類	更新費用	対策費用	効果計
01 学校教育系施設	1,080	20	△1,060
02 文化系施設	267	0	△267
03 社会教育系施設	921	0	△921
04 スポーツ・レクリエーション系施設	1,752	43	△1,709
05 子育て支援施設	169	0	△169
06 保健・福祉施設	136	0	△136
07 医療施設	0	0	0
08 行政系施設	677	0	△677
09 公園	15	1	△14
10 産業系施設	809	0	△809
11 公営住宅	1,060	39	△1,021
12 供給処理施設	415	0	△415
13 その他	1,504	77	△1,427
合計	8,805	180	△8,625

※更新費用は、令和 17（2035）年度までに耐用年数を迎える施設の取得価額を集計。

※除却の対策費用は 0 円。

(2) 道路

道路は今後個別施設計画の策定推進を進めるところですが、これまでも補修及び改良を複数回行っており、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

(3) トンネル

「西和賀町トンネル長寿命化修繕計画」では、トンネル点検結果を基に、今後 50 年間のトンネルの劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

50 年間を対象としたライフサイクルコストの試算では、予防保全型管理の累計額と事後保全型管理型累計額の差は約 27 億円になり、非常に大きな縮減効果が見込めます。

(4) 橋梁

「西和賀町橋梁長寿命化修繕計画」では、橋梁点検結果を基に、今後の橋の劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

100 年間を対象としたライフサイクルコストの試算では、計画的管理の累計額と従来型管理の累計額の差は約 146 億円になり、非常に大きな縮減効果が見込めます。

(5) 水道

上水道事業の将来にわたる安定的かつ継続的な事業経営を推進し、安定給水を持続するための具体的な実施計画として「基本計画」を策定し、現経営戦略策定後の経営環境の変化を踏まえ、現状の財務条件により「経営戦略」の見直しを実施しています。

(6) 公共下水道・農業集落排水・生活排水処理

下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業）の将来にわたる安定的かつ継続的な事業経営を推進するため、現経営戦略策定後の経営環境の変化を踏まえ、現状の財務条件により「経営戦略」の見直しを実施している。

(7) 本計画及び各種個別施設計画の推進による財政効果

【財政効果】

(単位：百万円)

種別	更新費用	ライフサイクルコスト	計
1 公共施設等	△8,625	-	△8,625
2 道路	-	-	-
3 トンネル	-	△2,662	△2,662
4 橋梁	-	△14,600	△14,600
5 水道	-	-	-
6 公共下水道	-	-	-
7 農業集落排水	-	-	-
8 生活排水処理	-	-	-
合計	△8,625	△17,262	△25,887

※道路、水道、公共下水道・農業集落排水・生活排水処理は今後個別施設計画を策定うえ算定

※橋梁はライフサイクルコストでの算出。

計画対策に必要な財源については、西和賀町過疎地域持続的発展計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。

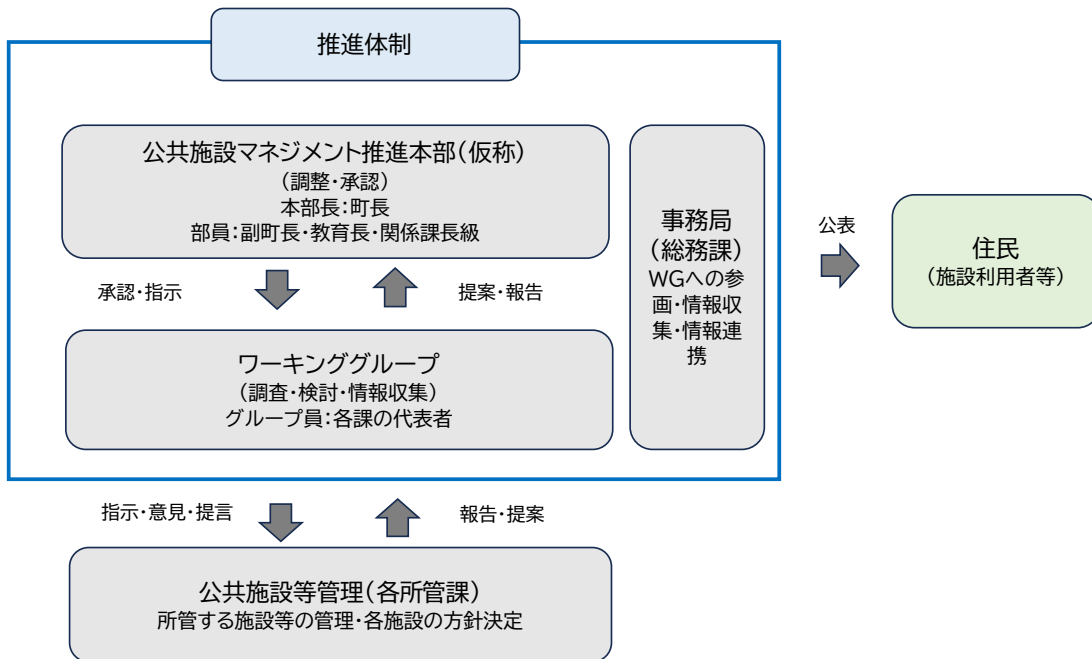


公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制と推進スケジュール

本計画は、各公共施設の所管課が中心となり、個別施設の管理及び計画の実施を行います。一方で、公共施設の統廃合や多機能化、施設機能の再編などは、町全体の公共施設の最適化や住民サービスの向上につながる取組であることから、全庁的な視点で検討する必要があります。

このため、公共施設マネジメントを推進する体制として、関係部局で構成する「公共施設マネジメント推進本部（仮称）」を設置します。また、推進本部の下にワーキンググループを設置し、施設再編や多機能化、施設配置の見直し等に関する具体的な検討を行います。ワーキンググループで整理した検討内容については、推進本部において協議を行い、全庁的な合意形成を図りながら公共施設マネジメントの取組を推進します。



各年度における推進スケジュールは以下のとおり進めます。

各年度の最初に固定資産台帳及び施設カルテの更新を行い、基礎的なデータ及び情報を整理します。その後、「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で各個別施設計画及び施設カルテを基に、長期的な計画及び次年度以降の施設改修等の優先順位や実施内容を協議します。また、ここでは前年度以前に実施した計画推進内容の確認・評価を行います。「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で協議された内容は個別施設計画の修正及び反映を行います

「公共施設等総合管理計画 推進会議②」では、「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で協議された内容を基に、次年度に実施される計画内容の優先順位等を協議します。「公共施設等総合管理計画 推進会議②」で協議された内容は次年度予算計上への検討事項となります。

■計画推進スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産台帳の更新												
施設カルテの更新												
公共施設等総合管理計画 推進会議①												
個別施設計画管理①												
公共施設等総合管理計画 推進会議②												
次年度予算への検討												
個別施設計画管理②												

2. 充当可能な財源の見込み

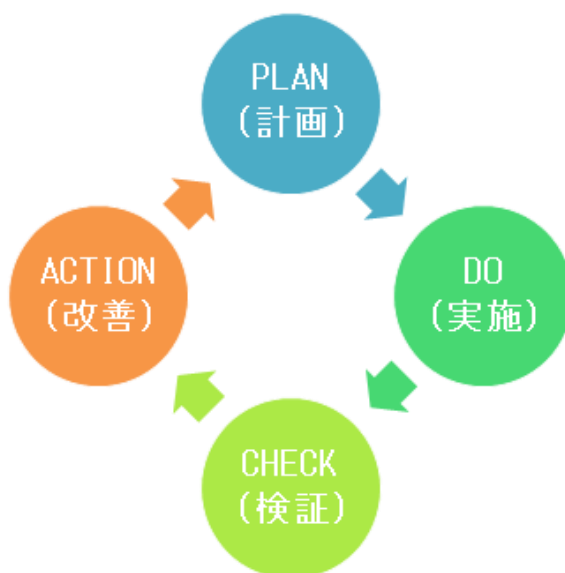
更新等費用に充当可能な財源として、当面 10 年間の中長期的な見通しとしては国庫補助金や、交付税措置などの財源措置が有利な地方債、教育施設整備基金が見込まれます。

地方債は、西和賀町過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた過疎対策事業債、小中学校耐震化事業に係る学校教育施設整備事業債、道路・橋梁長寿命化に係る公共事業債など交付税措置の多い起債を有効に活用します。

3. フォローアップ及び PDCA サイクルの確立

本計画は、実効性を確保するため、PDCA サイクルを活用して、継続的な取り組みを行い、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

また、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、行財政改革の推進体制を通じて、庁内で計画の推進を図るとともに、住民に対し随時情報提供を行い、町全体で意識の共有化を図ります。



4. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、関係課との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・管理運営を行います。

5. 住民等との協働

公共施設のあり方を検討する際には、ホームページを活用した情報発信など、住民からの意見・要望を取り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

附則（改訂の履歴）

令和8年3月 全面改訂



西和賀町公共施設等総合管理計画

令和8年3月

発行 西和賀町
企画・編集 西和賀町 総務課
〒029-5512
岩手県和賀郡西和賀町川尻40-40-71
電話 0197-82-2111
FAX 0197-82-3111